

## 全国自治体病院協議会精神科特別部会会則

### (名 称)

第1条 この会の名称は、全国自治体病院協議会精神科特別部会（以下「部会」という。）とする。

### (目 的)

第2条 部会は、公益社団法人全国自治体病院協議会（以下「協議会」という。）の定款に基づき、精神科医療に関する専門的事項について調査研究を行うと共に、病院運営の発展向上に資することを目的とする。

### (事 業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、毎年度事業計画を定め、協議会会長（以下「会長」という。）の承認を得てこれを行う。

### (事務所)

第4条 部会は、事務所を協議会の事務所内におく。

### (会 員)

第5条 部会の会員は、協議会加入病院の精神科病院及び一般病院精神科の精神科医師をもって組織する。

### (役 員)

第6条 部会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 運営委員 20名以内

2 運営委員は、協議会加入病院の精神科病院長及び一般病院精神科医長の中から投票により選出する。

但し、部会長は会員の中から若干名を運営委員に加えることができる。

3 部会長、副部会長は運営委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を統括し、副部会長はこれを補佐する。

5 運営委員は、会務を行う。

6 部会長は、必要に応じ、各種の委員会及びその下に小委員会を置くことができる。

7 役員の任期は2年とする。

8 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (顧 問)

第7条 部会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、部会に功労のある者、学識経験のある者のうちから、総会の承認を得て部会長が委嘱する。

3 顧問は、部会の重要事項について、部会長の諮問に応ずる。

### (会 議)

第8条 会議は、総会、運営委員会、及び各種の委員会とする。定時総会は毎年度一回開き、臨時総会及び運営委員会は必要により開催する。

2 会議の招集は、部会長が会長の承認を得てこれを行う。

3 会議の議長は、その会議において出席した会員のうちから選出する。

4 運営委員会は、部会長、副部会長及び運営委員をもって構成し、次の事項を行う。

なお、必要に応じて各種の委員会及び小委員会の委員の出席を求めることができる。

(1) 総会で議決した事項の執行

(2) 総会に付議すべき事項の案の決定

(3) 総会に付議することを要しない事項の執行

5 総会は、会員をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 事業報告

(2) 事業計画

(3) 会長より指示又は諮問を受けた事項

(4) その他部会長が付議した事項

(部 会)

第9条 部会に看護部会及びコメディカル部会をおく。各会の会則は別にこれを定める。

(会則の変更)

第10条 この会則の変更にあたっては、総会で審議された上で会長の承認を得なければならない。

補 則

(委 任)

第11条 この会則の施行について必要な事項は、部会長が運営委員会の議決を経てこれを定める。

付 則

この会則は、昭和54年9月6日から施行する。

付 則

この会則は、昭和63年8月25日から施行する。

付 則

この会則は、平成元年8月30日から施行する。

付 則

この会則は、平成9年8月28日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年10月3日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年8月23日から施行する。

付 則  
この会則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則  
この会則は、平成24年4月1日から施行する。

## 全国自治体病院協議会精神科特別部会看護部会会則

### (名称)

第1条 この会の名称は、全国自治体病院協議会精神科特別部会看護部会（以下「部会」という。）とする。

### (目的)

第2条 部会は、公益社団法人全国自治体病院協議会（以下「協議会」という。）定款に基づき精神科看護に関する専門的事項の調査研究・研修・講演等を行い、看護職員の資質を高め、看護業務の向上をはかり、病院の使命遂行、発展に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 部会は、前条の目的を達するため、毎年度事業計画を定めこれを行う。

### (事務局)

第4条 部会の事務局は、この会の部会長が勤務する病院内におき、事務局長及び書記、その他必要な職員を置く。

### (会員)

第5条 部会の会員は、協議会会員病院のうち精神科特別部会に所属する精神科病院の看護部長、副看護部長、看護師長並びにこれと同等の職にある者（一般病院においては、精神科の看護師長並びにこれと同等の職にある者）とする。

### (経費)

第6条 部会は、運営に必要と認めた時は適宜研修費などを徴収することができる。

### (役員)

第7条 部会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 理事 若干名

### (役員の仕事)

第8条 部会長は会を代表し、その業務を総括する。

### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。

### (総会)

第10条 総会は会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、必要ある時は臨時総会を開くことができる。

総会は部会長がこれを招集する。総会において次の事項を審議する。

- (1) 事業報告

- (2) 事業計画
- (3) 部会長より指示又は諮問を受けた事項
- (4) 役員の改選
- (5) その他の議事

(理事会)

第11条 理事会は第7条の役員をもって構成し、毎年1回以上開催する。理事会は部会長がこれを招集する。理事会において次の事項を審議する。

- (1) 経過報告
- (2) 事業計画
- (3) 役員推薦
- (4) その他

(会則の変更)

第12条 この会則の変更にあたっては、総会で審議された上で部会長の承認を得なければならない。

補 則

(委任)

第13条 この会則の施行について必要な事項は、この会の部会長が理事会の議決を経てこれを定める。

付 則

この会則は、昭和40年5月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成15年8月28日から施行する。

付 則

この会則は、平成20年8月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成21年8月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

## 全国自治体病院協議会精神科特別部会コメディカル部会会則

### (名称)

第1条 この会の名称は、全国自治体病院協議会精神科特別部会コメディカル部会（以下「部会」という。）とする。

### (目的)

第2条 部会は、公益社団法人全国自治体病院協議会（以下「協議会」という。）定款に基づき精神科リハビリテーション並びに、心理、作業療法、相談業務等に関する専門的事項の調査研究・研修・講演等を行い、コメディカル職員の資質並びに業務の向上をはかり、病院の使命遂行、発展に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、毎年度事業計画を定めこれを行う。

### (事務所)

第4条 部会は、事務所を協議会の事務所内におく。

### (会員)

第5条 部会の会員は、協議会会員病院のうち精神科特別部会に所属する精神病院の心理職並びに心理業務、作業療法士並びに作業療法業務、精神保健福祉士並びに相談業務等に従事するものとする。

### (経費)

第6条 部会は、運営に必要と認めた時は適宜研修費などを徴収することができる。

### (役員)

第7条 部会には次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 理事 若干名

2 役員は部会の会員のうちから総会において選任する。

3 部会長は部会を統括し、副部会長はこれを補佐する。

4 理事は、会務を行う。

5 役員の任期は2年とする。

### (会議)

第8条 会議は、総会及び理事会とする。定時総会は毎年1回開催し、臨時総会及び理事会を必要によりこれを開催する。

2 総会は部会長がこれを召集する。総会において次の事項を審議する。

3 会議の議長は、その会議において出席した会員のうちから選出する。

4 総会は、会員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画

- (3) 部会長より指示又は諮問を受けた事項
- (4) その他部会長が付議した事項
- 5 理事会は第7条の役員をもって構成し、次の事項を審議する。
  - (1) 総会で決議した事項の執行
  - (2) 総会に附議すべき事項の案の決定
  - (3) 総会に附議することを要しない事項の執行

(会則の変更)

第9条 この会則の変更にあたっては、総会で審議された上で部会長の承認を得なければならない。

補 則

(委任)

第10条 この会則の施行について必要な事項は、この会の部会長が理事会の議決を経てこれを定める。

付 則

この会則は、平成19年8月23日から施行する。

付 則

この会則は、平成20年8月28日から施行する。

付 則

この会則は、平成21年8月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。